告　　示

○内閣府告示第三百八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第五条第一項に規定する国家戦略特別区域基本方針（平成二十六年二月二十五日閣議決定）第五の３②に基づき、国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項

国家戦略特別区域法施行規則第三条第一項に規定する事業実施計画に「その他事業の実施に関する事項」として記載すべき事項は、次のとおりとする。

７．その他事業の実施に関する事項

(1)　機械及び装置、開発研究用器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する計画

(ｲ)　計画期間全体における設備投資予定額（特定中核事業以外の事業に係るもの）　総計○○百万円

(i)　年度別内訳（平成○○年度）

①　設備投資予定額　小計○○百万円

②　内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置							
開発研究用器具及び備品							
建物及びその附属設備並びに構築物							

(ii)　年度別内訳（平成○○年度）

①　設備投資予定額　小計○○百万円

②　内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置							
開発研究用器具及び備品							
建物及びその附属設備並びに構築物							

(ﾛ)　計画期間全体における設備投資予定額（特定中核事業に係るもの）　総計○○百万円

(i)　年度別内訳（平成○○年度）

①　設備投資予定額　小計○○百万円

②　内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置							
開発研究用器具及び備品							
建物及びその附属設備並びに構築物							

(ii)　年度別内訳（平成○○年度）

①　設備投資予定額　小計○○百万円

②　内訳

資産の区分	設備名	設置予定地	工事着手予定年月日	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容
機械及び装置							
開発研究用器具及び備品							
建物及びその附属設備並びに構築物							

(2)　その他

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を「(2)その他」に記載すること。

２　特定中核事業に係るものについては、国家戦略特別区域基本方針第五の３①イ）又はウ）の課税の特例措置の適用を受けようとする場合で、その対象となる設備が(1)に記載したものに含まれる場合は、該当する特例措置をそれぞれの課税の特例措置ごとに「(2)その他」に列記することとし、当該特例措置ごとに事業実施計画を作成することを要しない。

３　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

○内閣府・法務省告示第１号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　上川　陽子

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十五年内閣府・法務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「(1)に係る部分に限る。）」を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。